

平成26年度鳥取県原子力防災訓練 (島根原子力発電所対応) 概要

資料2-1

1 目的

原子力緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図るとともに、鳥取県広域住民避難計画等の引き続きの実効性を確保する。

2 主要訓練項目

避難時間の短縮に伴う、避難の引き続きの実効性の確保

→ 避難計画の深化と体制の整備(避難時間の短縮への対応)

- ・より実態に即したスクリーニング等の実施(避難住民への総合支援)
- ・障がい者施設入居者等の避難
- ・緊急事態対処センターの運用
- ・わかりやすい住民等への広報
- ・多様な避難手段の検証(JR、飛行機、船舶等)
- ・避難者の緊急輸送
- ・原子力防災資機材の習熟

3 実施日時

平成26年10月18日(土)7:00~13:00(訓練により時間は異なる。)

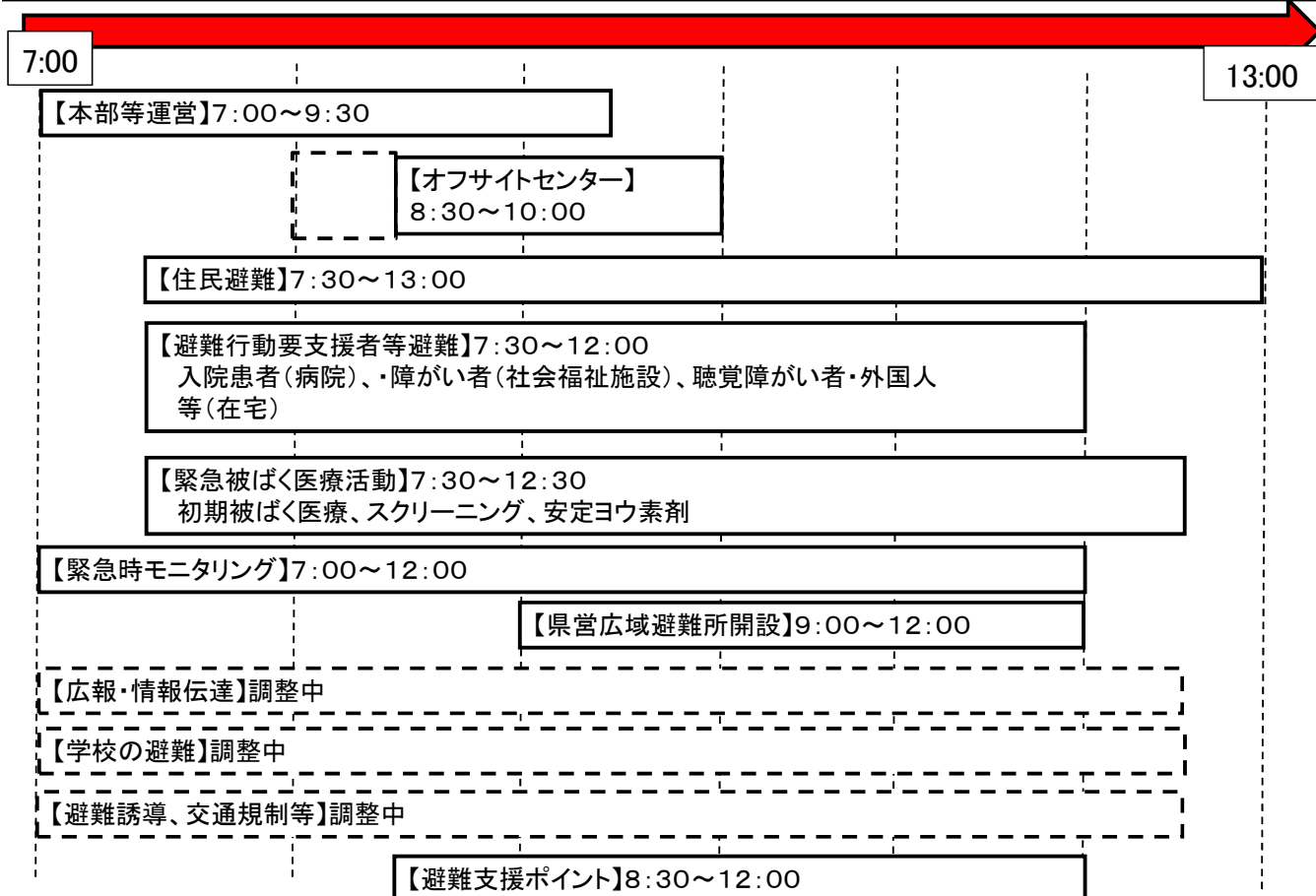
4 実施場所

鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、一時集結所(米子市内・境港市内)、スクリーニング会場(大山町名和農業者トレーニングセンター)、西部総合事務所、衛生環境研究所(県モニタリング本部)、県営広域避難所(未定)、島根県庁、島根県原子力防災センター(OFC)、中国電力(株)島根原子力発電所、その他関係機関 等

原子力防災訓練 (島根原子力発電所対応)



原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）



1 事象想定・事故シナリオ

【事象想定】

本部等運営訓練及びオフサイトセンター訓練については、島根県と共通の事象想定により実施。

対象施設：島根原子力発電所2号機

トラブル（警戒事象）発生 ～ 原災法15条事象発生

※日程の都合から時間をスキップさせる。

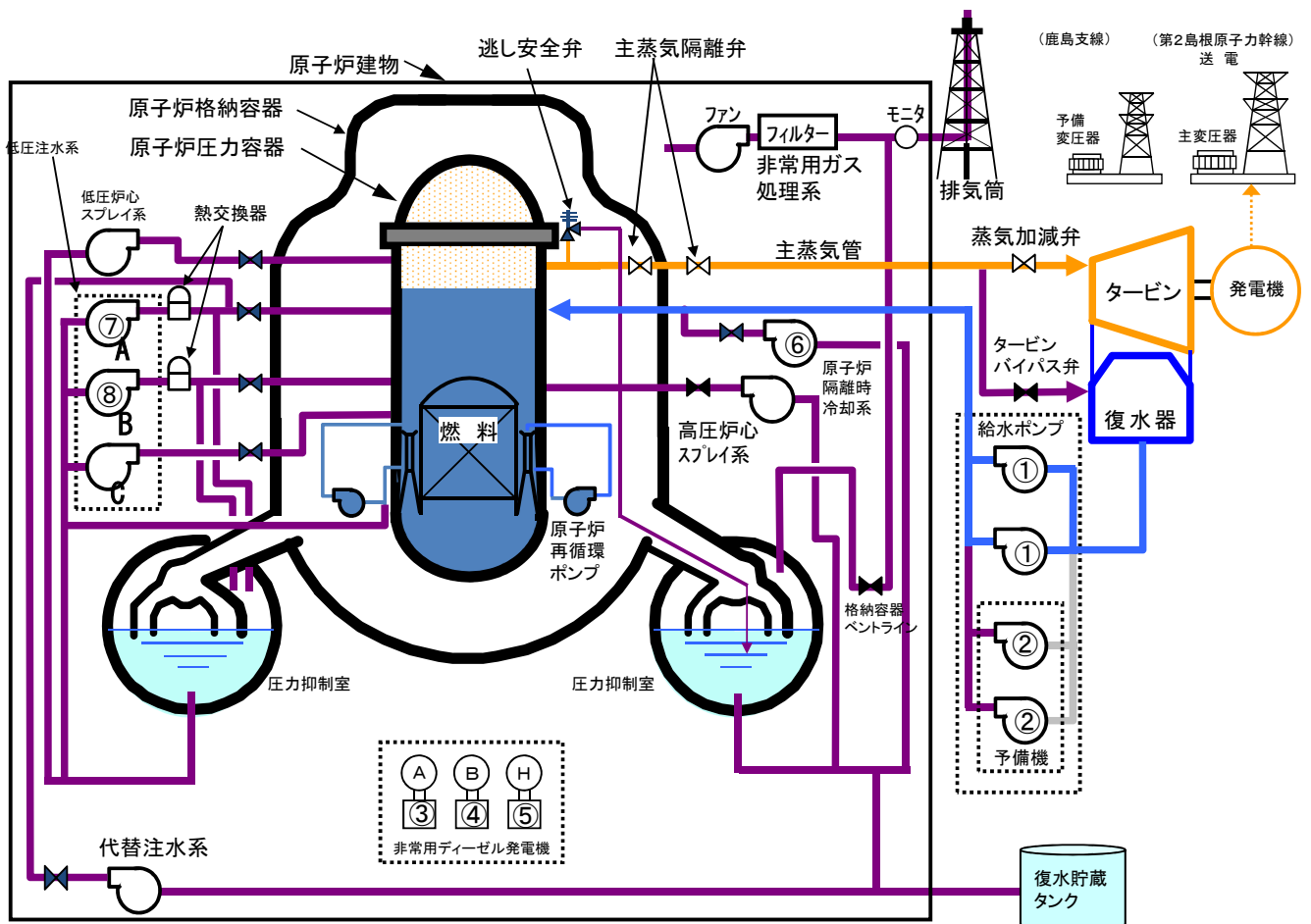
※対策本部の訓練部分、実動訓練部分は訓練実施上の都合により必ずしもリンクしない。

〔注〕事象想定は、原子力防災訓練の実施にあたって、住民避難が必要となる事象を想定する必要があることから、福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策（高圧発電機車やガスタービン発電機等の整備）や号機間の電源融通等は考慮せず、また、安全上重要な設備が次々に故障し、復旧しないという厳しい仮定をしている。

【事故シナリオ】

- ①島根原子力発電所2号機で、原子炉の運転中に送電線事故の影響により外部電源が喪失し、原子炉が自動停止する。また、原子炉への全ての給水機能が喪失したことにより、警戒事態に該当する事象となる。
- ↓
- ②非常用ディーゼル発電機（A、B及び高圧炉心スプレイ系）が自動起動し、原子炉隔離時冷却系を手動起動するとともに、A－残留熱除去系ポンプにより圧力抑制室の冷却を開始。（B－残留熱除去系ポンプは起動失敗）（警戒事態）
- ↓
- （訓練時間スキップ）
 - ・非常用ディーゼル発電機（A、B及び高圧炉心スプレイ系）故障停止（全交流電源喪失）（5分以上継続：施設敷地緊急事態，30分以上継続：全面緊急事態）
 - ・A－残留熱除去系ポンプ及び高圧炉心スプレイポンプ停止（施設敷地緊急事態）
- ↓
- ③その後、原子炉隔離時冷却系が故障停止し、全ての原子炉注水機能を喪失。（原災法第15条原子力緊急事態（全面緊急事態））
- ↓
- ④原子炉注水機能喪失により原子炉水位は低下、原子炉の減圧操作を行い、原子炉へ淡水代替注水を実施。
- ↓
- ⑤約XX時間後、圧力抑制室水温が100℃を超えて圧力制御機能を喪失（原災法第15条原子力緊急事態（全面緊急事態））、原子炉格納容器圧力が上昇し、放射性物質漏えいに至る。

系統 状態	給水系	非常用ディーゼル 発電機系	原子炉隔離時冷却 系	低圧注水系 [残留熱除去系]	訓練時間スキップ
通常運転中の状態	給水ポンプ運転（2台） 予備機待機（2台）	3台待機	1台待機	3台待機	
訓練での想定事象	給水ポンプ①2台停止 （予備機②起動せず）	A、B、高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機③④⑤自動起動	原子炉隔離時冷却系⑥手動起動	A－残留熱除去系ポンプ⑦の手動起動 B－残留熱除去系ポンプ⑧手動起動失敗	
事象の推移	外部電源喪失（所内単独運転失敗）により原子炉への給水機能が喪失。 【警戒事態】	非常用ディーゼル発電機自動起動により所内設備へ電力供給。	原子炉隔離時冷却系を手動起動し、原子炉への給水を開始。	A－残留熱除去系ポンプの手動起動により、圧力抑制室の冷却を開始。 B－残留熱除去系ポンプ故障，起動不可。 【警戒事態】	
訓練時刻	7:00				
	原子炉隔離時冷却系	原子炉格納容器	原子炉格納容器		※スキップしている際に施設敷地緊急事態，全面緊急事態が発生
	1台待機				
	原子炉隔離時冷却系⑥故障停止	原子炉減圧操作⑨	放射性物質放出⑩		
	原子炉隔離時冷却系起動不可。全ての原子炉注水機能喪失。原子炉水位低下 【原災法第15条事象】	約XX時間後、圧力抑制室水温が100℃を超える 【原災法第15条】	原子炉格納容器の圧力が上がり続け、放射性物質の放出に至る。		
	7:45		8:30		



運転状態図

2 各訓練実施要領等

- 1 全般
 - 2 本部等運営訓練（初動対応訓練）
 - 3 オフサイトセンター訓練
 - 4 住民避難訓練
 - 5 避難行動要支援者避難訓練
 - 6 緊急被ばく医療活動訓練
 - 7 緊急時モニタリング訓練
 - 8 県営広域避難所開設訓練
 - 9 広報・情報伝達訓練
 - 10 学校等の避難訓練
 - 11 避難誘導、交通規制等措置訓練
 - 12 避難支援ポイント設置・運営訓練
 - 13 原子力防災研修等
- ※上記以外の訓練等も実施予定

平成26年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応） 全般実施要領（案）

1 目的

原子力緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図るとともに、鳥取県広域住民避難計画等の引き続きの実効性を確保する。

2 主要訓練項目

避難時間の短縮に伴う、避難の引き続きの実効性の確保

→ 避難計画の深化と体制の整備（避難時間の短縮への対応）

- (1) より実態に即したスクリーニング等の実施（避難住民への総合支援）
- (2) 障がい者施設入居者等の避難
- (3) 多様な避難手段の検証（JR、飛行機、船舶等）
- (4) 緊急事態対処センターの運用
- (5) 避難者の緊急輸送
- (6) わかりやすい住民等への広報
- (7) 原子力防災資機材の習熟

3 実施日時

平成26年10月18日（土）7：00～13：00

※訓練により時間は異なる。

4 実施場所

鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、一時集結所（米子市内・境港市内）、スクリーニング会場（大山町名和農業者トレーニングセンター）、西部総合事務所、衛生環境研究所（県モニタリング本部）、県営広域避難所（未定）、島根県庁、島根県原子力防災センター（OFC）、中国電力（株）島根原子力発電所、その他関係機関等

5 主催

鳥取県側：鳥取県、米子市、境港市

島根県側：島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市

6 参加予定機関

- (1) 訓練参加者数
調整中
- (2) 訓練参加機関
調整中

7 訓練想定

本部等運営訓練（初動対応訓練）及び本部等運営訓練に連動する独自訓練、オフサイトセンター訓練については、島根県と可能な範囲で同一想定で実施する。

その他の独自訓練については、別想定（時間）で実施する。

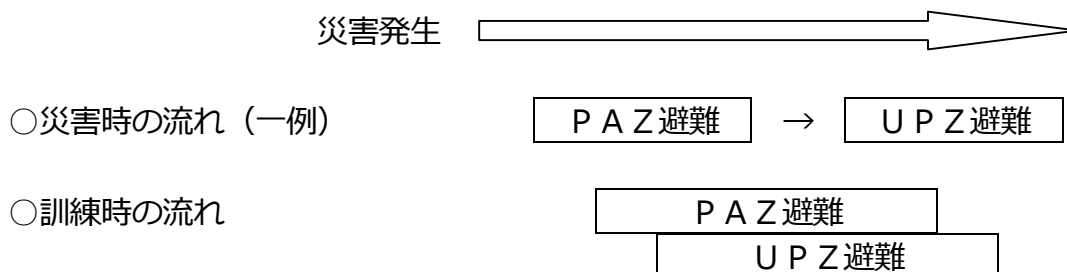
* 島根原子力発電所事故想定は全て共通

8 訓練内容

(1) 住民避難シナリオ

UPZ全域で避難が指示されたとの想定で実施する。

※今回の訓練は、機能別訓練とし、想定を一部スキップし、UPZ避難を早期に実施する。



(2) 訓練項目

- ア 本部等運営訓練（初動対応訓練）【緊急時通信連絡訓練を含む。】
- イ オフサイトセンター訓練
- ウ 住民避難訓練
- エ 避難行動要支援者避難訓練（障がい者、入院患者、聴覚障がい者・外国人）
- オ 緊急被ばく医療活動訓練（初期被ばく医療、スクリーニング、安定ヨウ素剤）
- カ 緊急時モニタリング訓練
- キ 県営広域避難所開設訓練
- ク 広報・情報伝達訓練【道路情報表示訓練を含む。】
- ケ 学校等の避難訓練
- コ 避難誘導、交通規制等措置訓練
- サ 避難支援ポイント設置・運営訓練
- シ 原子力防災研修等

9 訓練評価

第三者による訓練の評価を実施する。

また、訓練参加者に対するアンケートを実施する。

10 訓練の中止

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。

本部等運営訓練（初動対応訓練）実施要領（案）

1 目的

島根県と合同で、島根原子力発電所におけるトラブル通報から第15条等、各段階における島根県・米子市・境港市及び各関係機関等との連携要領及び初動対応要領を確認する。

2 主要訓練項目

- (1) 災害対策本部等の運営
- (2) 通信連絡訓練

3 実施日時

平成26年10月18日（土）7：00～9：30

4 実施場所

鳥取県側：鳥取県（県庁、西部総合事務所、衛生環境研究所（県モニタリング本部））、米子市役所、境港市役所、島根県原子力防災センター（OFC）等
島根県側：島根県の計画による。

5 実施機関

鳥取県、米子市、境港市

6 参加予定機関

鳥取県側：鳥取県、鳥取県警察本部、米子市、境港市、鳥取県西部広域行政管理組合
消防局、自衛隊 等
島根県側：島根県の計画による
その他：原子力規制庁、境海上保安部、中国電力（株） 等

7 訓練内容

- (1) 島根県と合同（同一想定）で実施する。
初動対応及びOFCにおけるシナリオについては、島根県と調整し策定する。
- (2) 災害対策本部会議の運営
原災法第15条緊急事態宣言、避難指示伝達までを主要段階ごとに、各防災機関における対応の手順の確認と、関係機関との通信連絡訓練を行う。
- (3) TV会議等の実施
主要段階をとらえ、鳥取県知事－島根県知事間（OFC全体会議）及び県知事－米子市長・境港市長間等のTV会議を実施する。
- (4) 現地災害対策本部長の派遣
現地災害対策本部（西部総合事務所）に副知事を派遣する。
- (5) リエゾンの派遣
県災害対策本部（県庁）に、自衛隊、中国電力（株）等に連絡員の出席を要請し、派遣を受ける。

本部等運営訓練時程

実時間	想定時間	主 要 内 容	備 考
I 初動対応			
07:00	07:00	▲島根原子力発電所2号機：外部電源喪失、原子炉自動停止等（警戒事態発生）	
07:05	07:05	▲中電→トラブル連絡（第1報） ●警戒体制 鳥取県災害警戒本部設置 → 県モニタリング本部設置 ●安全協定に基づく現地確認の実施を決定（現地確認に出発）	
07:10	07:10	●全面緊急事態への進展の可能性に備え、知事協議により次の対応を決定 ①副知事を西部総合事務所に派遣 ②統轄監を鳥根県原子力防災センターへ派遣	副知事及び統轄監は8:00到着予定
		▲中電→トラブル連絡（第2報）	
7:30	7:30	●鳥取県災害警戒本部会議（～7:45） ・平常時モニタリングの強化、緊急時モニタリングの準備 ・国、オフサイトセンター、鳥根県等との連絡調整等による情報の共有	
II 原災法第10条施設敷地緊急事態			
(想定)		▲2号機：残留熱除去系ポンプ等停止など、除熱機能の喪失（施設敷地緊急事態 原災法第10条事象発生） ▲中電→施設緊急事象通報 ●非常体制（2） 鳥取県災害対策本部設置	
III 原災法第15条全面緊急事態（原子力緊急事態宣言、PAZ避難指示）			
7:45		▲2号機：圧力抑制機能の喪失（原災法第15条事象発生）	
7:50		▲中電→全面緊急事態（原災法第15条）通報 ●非常体制（3） 鳥取県災害対策本部	
7:55		■原子力緊急事態宣言、（国）原子力災害対策本部設置（緊急事態宣言、PAZ避難指示）	
IV 放射性物質の放出			
8:30		▲2号機：原子炉格納容器の圧力が上がり続け、放射性物質の放出 ●鳥取県災害対策本部会議（～8:45） ・UPZ屋内退避	TV会議
9:00		●2県6市TV会議（～9:20） （OILに基づきUPZ避難指示）	TV会議
9:20		●1県2市TV会議（～9:30） ■OFC合同対策協議会全体会議（～9:30頃）	TV会議
凡 例	▲：原子力発電所・中電 ■：国等 ●：鳥取県 （ ）内の時間は実時間		

本部等運営訓練編成

本部等組織	構 成 員	備 考
鳥取県災害対策本部 (鳥取県庁)	知事	
	関係部局長等	
	鳥取県警察本部長	
	その他の事務局職員	
	鳥取地方気象台	
	自衛隊鳥取地方協力本部連絡幹部	
	中国電力(株)連絡員	
鳥取県現地災害対策本部 (鳥取県西部総合事務所)	副知事	
	西部総合事務所職員	
	陸上自衛隊第8普通科連隊連絡幹部	
	航空自衛隊第3輸送航空隊連絡幹部	
	境海上保安部連絡官	
	西日本旅客鉄道(株)米子支社	
	鳥取県西部広域行政管理組合消防局 連絡員	
	中国電力(株)連絡員	
原子力災害現地対策本部 (鳥根県原子力防災センター) 鳥取県ブース	統轄監	オフサイトセンター訓練実施要領に基づき実施
	鳥取県職員	
	米子市職員	
	境港市職員	
鳥取県モニタリング本部 (鳥取県衛生環境研究所)	衛生環境研究所関係職員	緊急時モニタリング訓練実施要領に基づき実施
島根県災害対策本部 (島根県庁)	島根県の計画による	
米子市災害対策本部 (米子市役所)	米子市の計画による	
境港市災害対策本部 (境港市役所)	境港市の計画による	
その他の関係機関等	島根県 島根県モニタリング本部 原子力規制庁島根原子力規制事務所 中国電力(株)島根原子力発電所	

原子力災害時の体制等【参考】

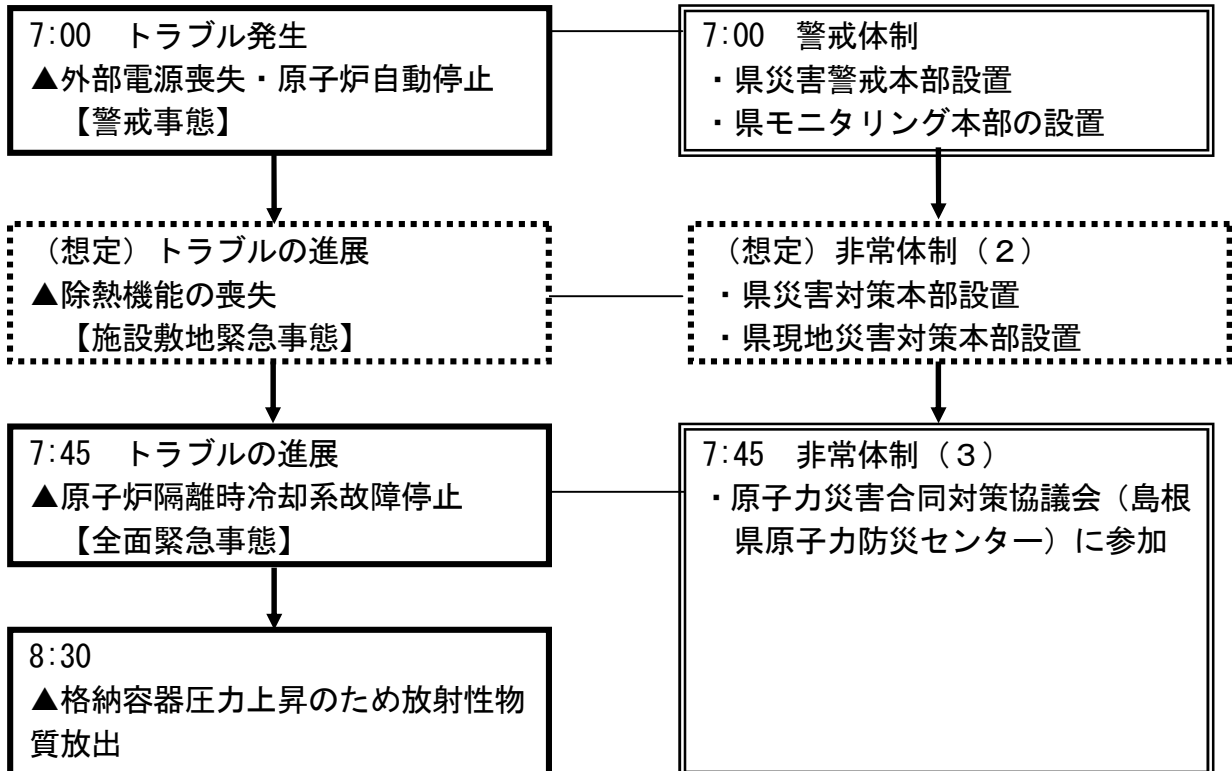
体制	本部等の設置	配備の基準 (抜粋)	主な対応 (抜粋)
注意体制 (1)	情報	●注目事象	
注意体制 (2)	連絡室	●注意事象	●現地確認
警戒体制	災害警戒本部	●警戒事態	●県モニタリング本部の設置
非常体制 (1)	災害対策本部	●知事が必要と認めた時	●副知事→現地災害対策本部長 (西部) ●統轄監→現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会に参加 ●危機対策・情報課長→連絡調整要員として島根OFCへ移動
非常体制 (2)		●施設敷地緊急事態 ●知事が必要と認めた時	
非常体制 (3)		●原子力緊急事態宣言 ●知事が必要と認めた時	●全職員

* 鳥取県地域防災計画 (原子力災害対策編) 原子力災害時の災害体制の基準を参照

本訓練における対応 ※時間は実時間

<事象の進展>

<体制の推移>



オフサイトセンター訓練実施要領（案）

1 目 的

島根県原子力防災センターに要員を派遣し、原子力災害対策に必要な情報を共有するとともに、原子力災害合同対策協議会等の活動を行うことで現地対応能力の強化を図る。

2 主要訓練項目

- (1) 原子力災害対策に必要な情報の共有
- (2) 関係機関との調整メカニズムの構築
- (3) 現地対応能力の強化

3 実施日時

- (1) 災害対策要員研修及び本部図上演習
平成26年10月1日（水）～3日（金）
- (2) 原子力災害合同対策協議会運営訓練
平成26年10月18日（土）8：30～10：00

4 実施場所

島根県原子力防災センター、西部総合事務所 等

5 実施機関

鳥取県側：鳥取県、米子市、境港市
島根県側：島根県の計画による
その他：防災関係機関等

6 参加予定機関

調整中

7 訓練内容

- (1) 災害対策要員研修及び本部図上演習
自治体職員等の災害対策要員を対象として、原子力防災関連法令の理解と習得、原子力防災活動の実習、機能班別課題演習を実施。
- (2) 原子力災害合同対策協議会運営訓練
 - ア 島根県と合同（同一想定）で実施する。
シナリオについては、島根県と調整しつつ策定する。
 - イ 要員派遣訓練
原子力災害対策に必要な情報を共有するために、オフサイトセンターに要員を派遣する（統轄監、各機能班及び鳥取県・米子市・境港市ブース）。
先遣隊による設置運営及び本隊到着後の活動引継ぎを行う。
 - ウ 情報伝達訓練
鳥取県災害対策本部等とオフサイトセンター間で原子力防災ネットワークのTV会議システム、電話・FAX・衛星携帯電話等を使用した情報伝達訓練を行う。

住民避難訓練実施要領（案）

1 目的

バス及び多様な避難手段による住民避難訓練を一連の状況下で実施することにより、引き続き鳥取県広域住民避難計画及び各細部計画の実効性を確保する。

2 主要訓練項目

- (1) 多様な避難手段の活用
- (2) 避難計画の引き続きの実効性確保

3 実施日時

平成26年10月18日（土）7：30～13：00

4 実施場所

一時集結所：米子市及び境港市内

スクリーニング会場：大山町名和農業者トレーニングセンター

5 実施機関

鳥取県、米子市、境港市

6 参加予定機関

鳥取県（本庁、西部総合事務所）、鳥取県警察本部、米子市、境港市、陸上自衛隊第8普通科連隊、隊友会鳥取県西部地区会 等

7 住民参加者数

- (1) 米子市 約150名（バス：約100名、バス・JR：約50名）
- (2) 境港市 約150名（バス・船舶：約100名、バス・JR：約50名）

8 訓練内容

(1) 多様な避難手段による住民避難

ア バスによる住民避難

- ・米子市及び境港市による避難開始を伝達する住民避難広報・情報伝達訓練に合わせて、住民に一時集結所へ集合した後、安定ヨウ素剤の服用訓練後、バスによる住民避難を実施する。
- ・バスによる住民避難に際しては、実際の避難を想定し、定員の50%を基準として乗車してもらう。

イ 多様な手段による住民避難訓練

- ・境港市住民を対象にバス、JR、船舶を、米子市住民を対象にバス、JRを活用した住民避難訓練を実施するとともに、避難が遅れた住民を対象に航空機を活用した住民避難訓練を実施する。

(2) 住民への広報・情報伝達

米子市・境港市による住民への広報・情報伝達を実施する。

(3) 住民避難に引き続き、スクリーニング会場における受付、スクリーニング検査・除染・健康相談・原子力防災研修等を実施する。

※詳細については、米子市及び境港市の実施要領（案）に記載。

避難行動要支援者避難訓練実施要領（案） 【障がい者】

1 目的

原子力災害における避難行動要支援者（障がい者グループホーム利用者）の避難訓練を実施し、原子力災害避難計画の確認及び検証を図る。

2 主要訓練項目

- （１）障がい者グループホーム（知的障がい者）における避難の実施
- （２）関係者への情報伝達
- （３）事業所策定原子力災害避難計画の検証

3 実施日時

平成26年10月18日（土）8：00～12：00

4 訓練場所

- ・指定共同生活援助事業所「さかいみなとホーム」
- ・スクリーニング会場（大山町名和農業者トレーニングセンター）

5 実施機関

鳥取県、指定共同生活援助事業所「さかいみなとホーム」、社会福祉法人鳥取県厚生事業団（事業所運営法人）

6 参加予定機関

指定共同生活援助事業所「さかいみなとホーム」、社会福祉法人鳥取県厚生事業団（事業所運営法人）、鳥取県

7 訓練内容

- （１）境港市からの避難指示発出を受け、さかいみなとホーム管理者は職員の参集を行い、災害対応組織を設置する。
- （２）利用者に避難のための集合を呼びかける。
- （３）利用者の状況を随時確認し、避難の際に持ち出す利用者の物品をまとめる。
- （４）利用者及び職員の集合を確認し、利用者をバス*にてスクリーニング会場に搬送する。

*訓練当日は公用車をバスに見立てる。

- （５）スクリーニング会場到着後、避難者はスクリーニングを受ける。

避難行動要支援者避難訓練実施要領（案）

【入院患者】

1 目的

実動型訓練を通して各医療機関が定める避難計画に基づき避難訓練を行い、その計画を検証する。

2 主要訓練項目

- (1) UPZ 圏内の入院者を 50 キロメートル以遠の医療機関に避難
- (2) 避難に際して、支援者（医師又は看護師等）が同行
- (3) 避難先において、避難患者の受入を実施
- (4) 関係機関による患者の引き継ぎ

3 実施日時

平成26年10月18日（土）8：00～12：00

4 実施場所

真誠会セントラルクリニック、航空自衛隊美保基地、鳥取空港、県立中央病院

5 実施機関

鳥取県、米子市（防災安全課）、真誠会セントラルクリニック（米子市）

6 参加予定機関

鳥取県、米子市、真誠会セントラルクリニック、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、鳥取県東部広域行政管理組合消防局、航空自衛隊第3輸送航空隊、鳥取空港管理事務所、県立中央病院 等

7 訓練想定

島根原子力発電所での発災において、米子市内に所在する医療機関の入院患者に対しても避難指示が発出された。

同市内の真誠会セントラルクリニックの透析入院患者について、鳥取県東部の病院への入院患者避難の受け入れ調整が完了したことから、その容態悪化を避けるため、航空自衛隊他の協力を得て、同美保基地から県東部の避難先にほど近い鳥取空港へ緊急輸送する。

8 訓練内容

- (1) 米子市からの避難指示発出を受け、同市内の真誠会セントラルクリニックの緊急の透析入院患者(模擬1名)を同病院から美保基地へ西部消防局の救急車で搬送する。
- (2) 同基地からは航空自衛隊のC-1型輸送機で、鳥取空港まで輸送する。
- (3) 患者の避難に当たっては、病院スタッフ(医師又は看護師1～2名)が同乗し、避難を支援する。
- (4) 鳥取空港から、救急車により県立中央病院まで搬送する。
- (5) 県立中央病院は、避難患者を受け入れ、透析治療を継続する。

避難行動要支援者避難訓練実施要領（案） 【聴覚障がい者・外国人】

1 目的

原子力災害における避難行動要支援者の避難訓練を実施し、避難の手順等の検証を図る。

2 主要訓練項目

- (1) 手話通訳者等による避難誘導を伴った聴覚障がい者の避難
- (2) 外国人の避難
- (3) 通訳スタッフの派遣依頼

3 実施日時

平成26年10月18日（土）7：30～12：00

4 実施場所

- ア 一時集結所 米子市内
- イ スクリーニング会場（大山町名和農業者トレーニングセンター）

5 実施機関

米子市、鳥取県

6 参加予定機関

- ア 聴覚障がい者
 - ・米子市、鳥取県西部圏域聴覚障害者災害対策連絡会
- イ 外国人
 - ・米子市、公益財団法人鳥取県国際交流財団

7 訓練内容

- ア 聴覚障がい者（2名）
参加者：米子市在住聴覚障がい者
地域支援者（家族、地域住民等）の介助を受けながら一時集結所に徒歩で集合し、住民とともにバスによる避難訓練を行う。
- イ 外国人（10名程度+通訳5名）
参加者：外国人、通訳・スタッフ
鳥取県国際交流財団から通訳を一時集結所に派遣し、住民とともにバスによる避難訓練を行う。

8 その他

- ア 聴覚障がい者
住民と同様に避難するが、原子力災害における聴覚障がい者の支援者（家族、地域住民、手話通訳者等）による避難誘導等の実動訓練を実施する。
- イ 外国人の避難
住民と同様に避難するが、災害情報の多言語化による情報提供体制を検証するため、公益財団法人鳥取県国際交流財団から通訳スタッフの派遣を行い、外国人の避難訓練を実施する。

※詳細は米子市住民避難訓練実施要領（案）に記載。

緊急被ばく医療活動訓練実施要領（案）

【初期被ばく医療】

1 目的

平成24年度に策定した「鳥取県緊急被ばく医療計画」及び「鳥取県緊急被ばく医療マニュアル」に基づき被ばく医療訓練を行う。

また、地域住民参加による実動型訓練を通して同計画等を検証する。

2 主要訓練項目

- (1) 在宅の住民から寄せられた傷病者の搬送依頼情報の伝達・引継ぎ訓練
- (2) 搬送機関における患者の搬送訓練
- (3) 初期被ばく医療機関における傷病者の受入訓練

3 実施日時

平成26年10月18日（土）8：00～10：15

4 実施場所

博愛病院

5 実施機関

境港市（自治防災課）、博愛病院、鳥取県

6 参加予定機関

境港市、境港市自治連合会、博愛病院、陸上自衛隊第8普通科連隊、西部総合事務所福祉保健局 等

7 訓練想定

島根原子力発電所での発災において、境港市全域が避難対象範囲に決定され、避難指示が発出された。

避難住民のうち、傷病者については一時集結所を経由した避難ではなく、初期被ばく医療機関に搬送し、スクリーニング検査の後、治療を行う。

8 訓練内容

- (1) 境港市からの避難指示発出を受け、同市内の住民が徒歩で一時集結所へ参集し、バスによる住民避難を実施することとなった。（防災行政無線、消防団による避難広報）
- (2) 上記住民のうち、傷病者について初期被ばく医療機関である博愛病院へ陸上自衛隊の救急車により搬送を行う。
- (3) 傷病者は地域住民による見立て（1名）とし、支援者(家族1名)が救急車に同乗して、病院まで付き添う。
- (4) 博愛病院では、サーベイメータによって被ばく線量を確認し、汚染がないことを確認した上で、必要な治療を行う。

緊急被ばく医療活動訓練実施要領（案）

【スクリーニング】

1 目的

住民避難訓練に合わせて、避難住民のスクリーニング検査及び簡易除染^{注1}の訓練を実施して、関係機関の技術の習得及び対応能力の向上を図る。

注1：健康政策課は人へのスクリーニング訓練、簡易除染のみ

2 主要訓練項目

- (1) 避難住民へのスクリーニング及び簡易除染手順の確認
- (2) スクリーニング動員者の実態に即した指導方法の手順確認

3 実施日時

平成26年10月18日（土） 9：00～12：00

4 訓練場所

スクリーニング会場（大山町名和農業者トレーニングセンター）

5 実施機関

鳥取県

6 参加予定機関

米子市、境港市、県教育委員会、県土整備部、健康政策課、西部福祉保健局、東部福祉保健事務所、中部福祉保健局、西部町村会（日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町）、中国電力、等

7 訓練内容

- (1) 有事の際、使用予定のスクリーニング会場で運営訓練を実施する。また、避難住民スクリーニングの実施を通じて、要員の技能の向上及び所要時間の確認を行う。
- (2) 動員の対象となっているがスクリーニングの知識や経験が無い県土整備部及び県教育委員会職員の参加を得て、未経験者へのスクリーニング技術指導方法や避難者への対応の手順を検証する。
- (3) 全避難住民にスクリーニング検査及び簡易除染を体験していただく。
 - ア バス等により避難した住民及び要支援者の検査等
 - イ バス等により避難した外国人の検査等（英語、韓国語担当を配置）
 - ウ バス等により避難した聴覚障がい者の検査等（手話通訳を配置）
 - エ 自衛隊ヘリコプターにより搬送された要支援者の検査等
- (4) 避難者の健康相談の対応や設営・運営手順を確認する。

8 スクリーニング時間

全体計画を検討し策定する。

緊急被ばく医療活動訓練実施要領（案）

【安定ヨウ素剤】

1 目的

住民避難訓練に合わせて、①安定ヨウ素剤の服用・調剤指示の伝達ルートの確認、②安定ヨウ素剤の病院・調剤拠点薬局での調剤の手順、所要時間の確認、③一時集結所、スクリーニング会場（避難支援ポイント）への配送について検証を行うとともに、④一時集結所等での服用説明・模擬服用を実施する。

2 主要訓練項目

- (1) 安定ヨウ素剤の調剤、輸送
- (2) 安定ヨウ素剤服用に係る住民説明
- (3) 安定ヨウ素剤の服用、事後対応

3 実施日時

平成26年10月18日（土）7：30～12：30

* 地区により開始時間が異なる（担当訓練終了後解散）

4 実施場所

調剤拠点薬局、一時集結所、済生会境港総合病院、厚生病院、中央病院、スクリーニング会場（避難支援ポイント：大山町名和農業者トレーニングセンター）

5 実施機関

鳥取県

6 参加予定機関

鳥取県、米子市、境港市、一般社団法人鳥取県薬剤師会、済生会境港総合病院、厚生病院、中央病院

7 訓練内容

- (1) 原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤の服用指示があった場合における服用指示の伝達及び安定ヨウ素剤（水剤）の調剤指示の伝達訓練を実施する。
- (2) 調剤・配送訓練
 - ア 調剤拠点薬局、済生会境港総合病院、厚生病院、中央病院で調剤訓練を行う。
 - イ 調剤した薬剤の配送訓練を行う。
 - スクリーニング会場（避難支援ポイント）への配送：保健所職員
 - 一時集結所への配送：市職員（調剤・配送訓練は住民避難訓練とは連動しない。）
- (3) 一時集結所、スクリーニング会場（避難支援ポイント）において安定ヨウ素剤の服用説明・模擬服用を実施する。（県・薬剤師会・市が実施）

なお、住民への説明は、資料により一括で実施する方式とする。
- (4) U P Z外への緊急輸送手順の確認

緊急時モニタリング訓練実施要領（案）

1 目 的

新規に整備した資機材等（ヨウ素サンプラー、ヨウ素モニター、可搬型ポスト、モニタリングシステム）を活用したモニタリングを行うことにより、モニタリング技術の習熟度を向上させるとともに、「緊急時モニタリング計画」に基づき、初動から監視・測定・報告等の一連の対応を行い、練度の維持・向上及び計画の検証を行う。

2 主要訓練項目

- (1) 緊急時モニタリング計画に基づくモニタリングの指示、報告
- (2) 新規整備資機材等（ヨウ素サンプラー、ヨウ素モニター、可搬型ポストの緊急設置、モニタリングシステム）を活用したモニタリングの実施、技術習熟

3 実施日時

平成26年10月18日（土）7：00～12：00

4 実施場所

米子市・境港市内、西部総合事務所、衛生環境研究所、県庁

5 実施機関

鳥取県

6 参加予定機関

西部総合事務所、衛生環境研究所、県庁 等

7 訓練内容

- (1) モニタリング本部の設置及び情報伝送訓練
 - ・モニタリング本部の設営
 - ・緊急時モニタリング計画に基づくモニタリングの指示、報告
- (2) モニタリングポスト（固定、可搬）、ヨウ素モニターの稼働による連続監視
 - ・可搬型モニタリングポストの設置
 - ・ヨウ素モニターの起動・測定
 - ・テレメーターによる連続監視
- (3) モニタリング車等による測定
 - ・モニタリング車等を使用した現地測定
- (4) 移動サーベイ、ヨウ素のサンプリング・測定
 - ・サーベイメーターでの空間線量率の測定
 - ・可搬型ヨウ素サンプラーによる試料採取
- (5) モニタリング情報業務
 - ・県災害対策本部への情報の報告

県営広域避難所開設訓練実施要領（案）

1 目的

島根原子力発電所での緊急事態発生に伴う広域住民避難の際に、迅速かつ円滑に県営広域避難所を開設するため、開設手順等の検証を行う。

2 主要訓練項目

広域避難所（居住スペース等）の開設

3 実施日時

平成26年10月18日（土）9：00～11：00

4 実施場所

鳥取商業高等学校 洗心館2階（研修室）

5 実施機関

鳥取県

6 参加予定機関

鳥取県

7 訓練内容

（1）「県営広域避難所運営マニュアル」の検証

- ・広域避難所（居住スペース）の設営訓練
（協定に基づく段ボールの調達及び搬入、段ボール敷設及び間仕切り設置など）
※50区画を設営
- ・計画動員数による開設所要時間の確認

（2）「動員計画」の検証（別日程で図上訓練により実施）

- ・県営広域避難所設営に関する動員手順の確認

広報・情報伝達訓練実施要領（素案）

1 目 的

本部等運営訓練に合わせて通信連絡体制を確立し、関係機関等への円滑な情報伝達や的確な報道対応を行うとともに、とりネット、あんしんトリピーメール、とりったー、道路情報表示板による独自広報を行い、関係先との情報伝達手順、放送要請や独自広報の手順等を確認する。また、外国人観光客向けの外国語による広報訓練を行ってその手順等を確認することにより、鳥取県広域住民避難計画の別紙計画となる広報・情報伝達計画（平成26年3月策定）の検証等を行うことを目的とする。

2 主要訓練項目

- (1) 関係機関への情報伝達
- (2) 報道機関との連絡調整
- (3) 一時滞在者への広報・情報伝達

3 実施日時

平成26年10月18日（土）調整中

4 実施場所

鳥取県庁、関係機関 等

5 実施機関

鳥取県

6 参加予定機関

鳥取県、報道機関 等

7 訓練内容

(1) 関係機関への情報伝達

ア 市町村・防災関係機関への連絡【対策本部】

イ 施設管理者等への連絡【各部局】

ウ 道路管理者への連絡【県土整備部】

→県（対策本部）を中心に、受信と発信を行い、発信先の広報訓練については、それぞれの判断による。（ファックス等発信は実動）

→独自広報のうち、次のものについて、事前予告した上で、訓練表示する。

- ① とりネット・・・特設サイトに訓練表示（非公開庁舎向けのみ）
- ② あんしんトリピーメール・・・訓練メール
- ③ とりったー・・・訓練ツイッター
- ④ 道路情報表示板・・・他の道路管理者を含む

(2) 報道機関との連絡調整

ア 報道資料提供【広報班】

→報道機関にファックス送信するとともに、県庁内の県政記者への資料提供は想定で実施する。

イ 放送要請【広報班】

→原災法第 10 条の通報を受けた段階で実施、原災法第 15 条の緊急事態宣言時は想定とする。

(3) 要配慮者、一時滞在者への広報・情報伝達

ア 外国人への広報・情報伝達【広報班】

イ 観光客等一時滞在者への広報・情報伝達【文化観光スポーツ局】

→外国人観光客への広報について、県の関係機関（県立観光施設（観光事業団）等）へ情報伝達し、関係機関で外国語による広報案内の手段確認を実施する。

道路情報表示訓練実施要領（案）

1 目 的

本部等運営訓練に合わせて、関係機関等への円滑な情報伝達や道路利用者に対し、道路情報表示板による的確な情報提供を行い、関係機関との情報伝達手順、道路利用者に対する情報提供の手順等を確認することを目的とする。

2 主要訓練項目

道路情報表示板への情報表示

3 実施日時

平成26年10月18日（土）調整中

4 訓練場所

鳥取県庁、関係機関 等

〔道路情報板：国道9号、国道431号、県道米子境港線 等〕

5 実施機関

鳥取県

6 参加予定機関

鳥取県（道路企画課、西部総合事務所）、国土交通省（倉吉河川国道事務所）、鳥取県警（県警本部） 等

7 訓練内容

（1）関係機関への情報伝達・連絡調整

ア 広報内容の伝達【対策本部→広報課】

イ 広報内容の道路情報板管理者（代表）への伝達【広報課→道路企画課】

ウ 広報内容の各道路情報板管理者への伝達【道路企画課→各機関】

→県（対策本部）を中心に、受信と発信を行い、発信先の広報訓練については、それぞれの判断による。（伝達手段：電子メール又はファクシミリ）

エ 訓練終了時には、同経路（手順）で情報伝達を行う。

（2）道路情報表示板への情報表示

ア 関係機関は道路情報表示板に表示する。

〔鳥取県警においては、交通情報表示板〕

→表示内容：『「試験表示」避難訓練実施中』

イ 訓練終了時には、情報表示板の表示を終了する。

学校等の避難訓練実施要領（案）

1 目的

学校、保育所（園）、幼稚園での緊急時の通信連絡手順、屋内退避及び避難手順を確認し、原子力災害発生時における児童・生徒等の安全確保対策の円滑な実施を図る。

2 訓練日程

平成26年10月18日（土）ほか

3 参加予定機関

米子市・境港市教育委員会、市内小中学校、保育所、幼稚園
 鳥取県教育委員会、県立境高等学校、県立境港総合技術高等学校
 鳥取県地域振興部、米子北斗中・高等学校、国立米子工業高等専門学校（ほか）

4 訓練内容

(1) 学校等との通信連絡訓練

各学校等と市教育委員会或いは県教育委員会、県地域振興部との緊急時の通信連絡訓練を行う。

(2) 屋内退避訓練等

学校等では通信連絡訓練を受け、屋内退避、保護者への連絡等の手順確認を行う。

	米子市・境港市立学校等	県立学校	米子北斗中・高等学校	国立米子工業高等専門学校
10/18 (土)		/	/	■通信連絡訓練（平日想定） 県からの通報を受け、平日の勤務時間内における関係部署・関係者へ緊急連絡する訓練を行う。
10/18 以外 で日 程調 整中	■米子市、境港市で訓練内容等の検討・調整中。	■通信連絡訓練 学校と県教委で緊急時の通信連絡訓練を行う。 ■屋内退避訓練 部活動で登校している生徒・教職員による屋内退避訓練を行う。（境高校：休日想定） 地震発生による津波警報発令及び原子力災害発生を想定した生徒・教職員による屋内退避訓練を行う。（境港総合技術高校：平日想定）	■通信連絡訓練（平日想定） 学校と県教育・学術振興課で緊急時の通信連絡訓練を行う。 ■屋内退避訓練（平日想定） 通信連絡訓練を受け、授業中の生徒・教職員による屋内退避訓練を行う。	/

避難誘導、交通規制等措置訓練実施要領（案）

1 目的

避難等の防護対策が円滑に行われるよう、避難誘導、交通規制等の要員を配置するとともに、関係機関と連携した一連の対応を行うことにより、新たに策定した鳥取県警察原子力災害警備計画の検証を行う。

2 主要訓練項目

- (1) 災害警備本部等設置訓練
- (2) 新規整備資機材（携帯型 L E D 標識装置等）を活用した交通規制等訓練
- (3) 住民避難誘導等訓練

3 実施日時

平成 2 6 年 1 0 月 1 8 日（土）調整中

4 訓練場所

避難訓練実施区域周辺、避難ルート、スクリーニング会場 等

5 実施機関

鳥取県警察本部

6 参加予定機関

鳥取県警察本部、米子警察署、境港警察署 等

7 訓練内容

(1) 災害警備本部等設置運営訓練

警察本部、米子警察署及び境港警察署に災害警備本部を設置、また、スクリーニング会場に警察現地指揮所を設置し、無線通信訓練及びヘリテレ映像送受信訓練を実施

(2) 住民避難誘導等訓練

米子及び境港警察署員等により、避難広報、パトカーによる避難バスの先導、避難所等の警戒活動を実施

(3) 広報・情報伝達訓練

交通管制センターの情報板を利用した広報・情報伝達訓練を実施

(4) 交通検問所設置等訓練

ア 緊急交通路が指定されたとの想定の下、模擬交通検問所を設置し、車両の選別、誘導及び緊急通行車両の確認手続訓練を実施

イ 可搬式交通信号機の設置始動訓練を実施

ウ 新規に配備した交通規制看板、携帯型 L E D 標識装置を使用した訓練を実施

(5) 渋滞解消のための誘導等

渋滞交差点における交通規制、迂回誘導を実施

避難支援ポイント設置・運営訓練実施要領（案）

1 目的

原子力災害時に総合的な支援の場を避難経路上のスクリーニング会場に併設することから、避難住民に対する支援を行うための避難支援ポイントの支援内容を検証するとともに、ポイントの設置、運営の手順等を確認し、全避難支援ポイント設計の資とする。

2 主要訓練項目

避難支援ポイント内での連携確認

3 実施日時

平成26年10月18日（土）8：30～12：00

4 実施場所

大山町名和農業者トレーニングセンター

5 実施機関

鳥取県

6 参加予定機関

鳥取県、自衛隊鳥取地方協力本部、NTTフィールドテクノ中国支店鳥取営業所、ドコモCS中国鳥取支店、ソフトバンクモバイル株式会社、一般社団法人日本自動車連盟鳥取支部

7 訓練内容

（1）避難支援ポイント設置・運営訓練

住民の支援に必要な物資等の配布準備及び統括を中心とした運営体制を構築する。

（2）避難支援ポイント内の関係機関との連携確認

統括を配置し、スクリーニング、救護所担当等との間の連携を確認する。

（3）県災害対策本部、県現地災害対策本部との連携確認

避難状況の報告及び物資等の状況を報告するなど県災害対策本部等との連携の確認を行う。

（4）住民の方への情報提供

災害時に派遣される車両や資機材等の展示を行い、避難住民へ災害時に役立つ情報等の提供を行う。

※スクリーニング、救護所、安定ヨウ素剤、訓練展示等の項目については、別途各実施要領に記載。

原子力防災研修等実施要領（案）

1 目 的

原子力防災訓練（住民避難・スクリーニング）の参加住民に原子力防災や放射線等についての知識・理解を深めていただくとともに、訓練参加住民に資機材等の見学、災害活動等を紹介したパネル等を展示し、原子力全般への知識・理解も深めていただく。

2 実施日時

平成26年10月18日（土）9：00～12：00

3 実施場所

（1）原子力防災研修

米子市役所淀江支所

（2）展示等

大山町名和農業者トレーニングセンター等

5 実施機関

鳥取県

6 参加予定機関

自衛隊鳥取地方協力本部、NTTフィールドテクノ中国支店鳥取営業所、ドコモCS中国鳥取支店、ソフトバンクモバイル株式会社、一般社団法人日本自動車連盟鳥取支部

7 対象者

原子力防災訓練参加住民

8 内 容

（1）原子力防災研修

放射線についての基礎説明やサーベイメータなど使った身近な放射線量についての実技講義を行う。

【講師】広島国際大学 保健医療学部 診療放射線学科
准教授 林 慎一郎（はやし しんいちろう）氏

【時間（予定）】1回の研修は30分程度

1回目：10：05～ 2回目：10：55～ 3回目：11：40～

（2）展示等

災害時に活動する通信車両・衛星電話等の展示や福島事故をはじめとする災害時の活動等を紹介したパネルを展示する。